# 県様員の皆さん自鴘車に禹るときは ヘルメット傃用です！！ 



山形県では，「山形県自転亘の安全で適正な利用の促進に関する条例」
 います。

県内では高校生以上の着用率が非常に低く，県民の模範となって，私 たちが率先して自転車用ヘルメットを着用することが必要です。

県職員互助会の指定施設等利用券が，一部店舗（※）にて自転車用ヘルメットの購入にも利用 することが可能です！ ※イオングループ，モンベルグループ
まだ自転車用ヘルメットをお持ちでない皆さんは，ぜひこれを機会に購入して，着用してください。


## そいのちたテるため，ヘルメットはアこしく間しましょう




？では，なぜヘルメットを着用することが大切なのでしょうか。

## Q．「どこを守ることが大切ですか？」 答えは「頭部」です

自転車事故における死者の負傷部位（H30～R4合計譻原細へ）


## Q．「ヘルメットの効果は？」

## 答えは「明らかに有効」です

（H29～R3合計警察庁分析）

ヘルメットを着用していないと，自転車事故での致死率は，約2．2倍も高くなります。

大切な命（頭部）を守るために，1番有効なのは『ヘルメット』です。自転車用のヘルメットは，とても軽くて，様々な種類があります。自分に合ったお気に入りのものを選び，自転車に乗るときは，
命を守る『ヘルメット』を着用してください！！
※お子さんには，保護者の皆さんがから゙らせるようにしましょう。

## 加入して



## への加入が必要です。

## 令和2年7月1日から

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転事利用者（※）の加入が義務となりました。
（※ 未成年者の場合しまその保雚者，自転車利用事業者及で自転車貸付事業者も対象）
自転車の事故で加害者に なると・••
こんな高額賠償事例に なることも…
賠償命令額

## 9，521万円



I 自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突。
女性は頭部を骨折し，意識が戻らない状態になり，監督責任を問われた I
（母親に損害賠償命令。

## まずは，裏面で加入の確認をしてみましょう

※ 学校においては，通学等での自転車利用者の保険加入を確認してください。

## 

2．7－F
これらの保険（自転車損害賠縜責任保険）こ加入している


はい
契約内容を確認してください。

個人賠償責任補償特約（※）が付いている ※「特約」の名称は，「日常生活賠償特約」など，保険に より異なる場合があります。
（注）「自転車事故」が補償の対象になっていない保険も ありますのでご注意ください。

いいえ
（わからない）
（TSマークとは，自転車販売店で自転車の点検•整備を受けて加入する保険） （注）有効期間は，TSマークに記入された点検日から1年間です。

いいえ （わからない）


○自転車保険
○団体保険（会社や学校•PTAが窓口）
○クレジットカードの保険
個人賠償責任補償特約（※）が付いている
※「特約」の名称は，「日常生活賠償特約」など，保険に
より異なる場合があります。
（注）「自転車事故」が補償の対象になっていない保険も
ありますのでご注意ください。


TS マーク いいえ

## 

「自転車損害賠償責任保険」に加入してください。 または A の保険に「個人賠償責任補償特約」（※）を付けてください。
＊全てに有効期間がありますので，更新も忘れずにしましょう！ ～万が一の自転車事故に備えて，こ家族で確認してください～

